

[ΤΑΙΣ ΑΠΟΙΚΙΑΙΣ ΚΑΙ ΚΥΠΡΟΧΙΑΙΣ]

——クレールルーキア概念の再検討 碑文史料 IG.I³237 の解釈をめぐる——

前 野 弘 志

序

[ταίς ἀποικίαις καὶ κίπρῳχιάις]。これは互いに異なる植民形態を示すと考えられてゐる二つの語が並列して現れる唯一の史料であり、同時に *κίπρῳχία* という語が刻まれた唯一の碑文史料でもある。⁽¹⁾従って、これがいわゆるクレールルーキア概念に根拠を与える唯一の史料であると言っても過言ではないだろう。⁽²⁾それにも係わらず、この碑文史料自体についての研究は今までのところ皆無に等しい状態である。⁽³⁾

小稿の目的は、碑文史料 IG.I³237 そのものがどういった内容を持ち、どういった歴史的意義をもっているのか、この問題について考察することにある。とりわけ、九行目に見える *ἀποικία, κίπρῳχία* とはそれぞれ具体的に何を意味する語なのか、この問題が考察の中心となる。この考察をクレールルーキア概念を再検討するための材料としたい。⁽⁴⁾

註(1) IG.I, suppl. p. 129, 116v = IG.I¹40 = IG.I³237.

(2) クレールルーキア概念に関しては、前野弘志「クレールルーキア概念」『西洋史学報』一六、一九九〇年、一頁参照。

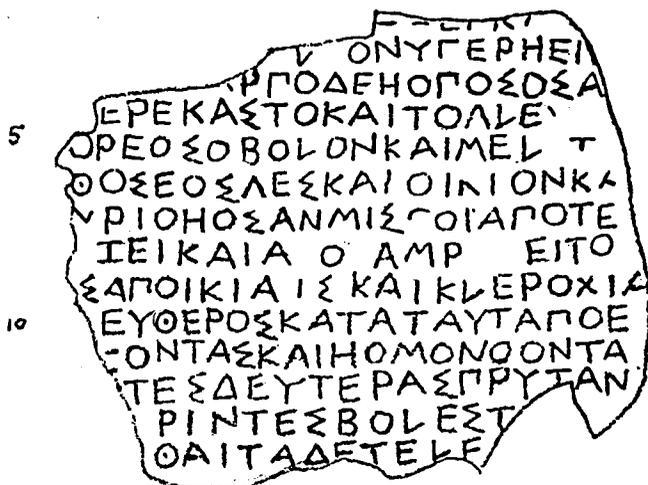
(3) IG.I³237, S. 207-208; P. A. Brunt, *Athenian Settlements Abroad in the Fifth Century B. C.*, Ancient Society and Institutions Presented to Victor Ehrenberg, Oxford, 1966, p. 90, n. 11. すらも短く註釈に過ぎない。

(4) 筆者は、註(1)所掲拙稿でクレールルーキア概念の再考を試みた。その第二章註(3)に書いたように、碑文史料 IG.I³237 自体が問われなければならないが、当時材料不足のため保留せざるを得なかった。小稿は、この保留した問題に対する解答である。

第一章

碑文の内容に入る前にまず基本的な確認事項から始める。
(一)この碑文は *κίπρῳχία* という語が見いだされる唯一

拓本を元に著者が作成したコピー



IG. I. suppl. p. 129. 116v. Kirchhoff のコピー

- - ΕΙ Π Ι

Λ Ι Ο Ν Υ Γ Ε Ρ Η Ε Κ

Λ Α Ρ Ρ Ο Δ Ε Η Ο Ρ Ο Σ Ο Σ Α

5 ||| Ε Ρ Ε Κ Α Σ Τ Ο Κ Α Ι Τ Ο Λ Λ Ε Υ Κ

Ο Ρ Ε Ο Σ Ο Β Ο Λ Ο Ν Κ Α Ι Μ Ε Λ Ι Τ

Θ Ο Σ Ε Ο Σ Λ Ε Σ Κ Α Ι Ο Ι Κ Ι Ο Ν Κ Α

Υ Ρ Ι Ο Η Ο Σ Α Ν Μ Ι Σ Ο Ι Α Ρ Ο Τ Ε

||| Σ Ε Ι Κ Α Ι Α Ο Ι Α Μ Ρ Α ||| Ε Ι Τ Ο

10 ||| Ε Υ Θ Ε Ρ Ο Σ Κ Α Τ Α Τ Α Υ Τ Α Ρ Ο Ε

||| Ο Ν Τ Α Σ Κ Α Ι Η Ο Μ Ο Ν Ο Ο Ν Τ Α

||| ||| Τ Ε Σ Δ Ε Υ Τ Ε Ρ Α Σ Π Ρ Υ Τ Α Ν Γ

||| ||| ||| Ρ Ι Ν Τ Ε Σ Β Ο Λ Ε Σ Τ ||| ||| Κ

Ο Α Ι Τ Α Δ Ε Τ Ε Λ Ε -

15

v v -

IG. I³237. の拓本の写真



IG. I³237.

[.....ψ.....] ΞΣΕΙΞΑΙΞ -----
 [. ηεμιοβέ]λιον ὑπὲρ ηεκ[άστ-----]
 [...] καρπῶ δὲ ἠοπόσος ἀ[ν----- ὕ]-
 [π]έρ ἐκάστο καὶ τῶ γλεúč[ος ----- ὑπὲρ ἐκάστο ἀμφ]-
 5 ορέος ὀβολόν, καὶ μέλιτ[ος ----- μισ]-
 θόσεος γῆς καὶ οἰκίον κα[ὶ ----- ἀργ]-
 υρίο ἡὸς ἀν μισθοὶ ἀποτε[ισάτο -----]
 ἰζει καὶ ἀπολαμ(β)άνει το[----- ταῖ]-
 ς ἀποικίας καὶ κληροχία[ις ----- καὶ τὸς ἀπε]-
 10 [λ]ευθέρος κατὰ ταύτὰ ποῦ[ν -----]
 [.]ζοντας καὶ ἠομονοῶντα[ς ----- ἐ]-
 [πί] τῆς δευτέρας πρυτανε[ίας -----]
 [..]ριν τῆς βολῆς τ[ῆ]ι κυ[ρί]αι ἐκκλεσίαι -----]
 [.]σθαι. τὰ δὲ τέλε τ[-----]
 15 [..]κυ[-----]

のものであるが、九行目に位置する ΚΛΕΡΟΧΙΑ[ΙΣ] は、
 違いなくそう読めるか。(二) Kirchhoff のコピーには、一
 二行目に位置する ΔΕΥΤΕΡΑΣ ΕΤΟΥΣ の間に一文字分
 の空間が存在する。これはどうだろうか。(三) 二行目の
 ΗΕΚΑΣΤΟ には氣息記号としての Η が付いているが、四
 行目の ΕΚΑΣΤΟ にはそれがなく。この部分の転写に誤り
 はないか。(四) 碑文の製作年代は前四一〇—四〇四年とさ
 れているが、それは妥当か。オリジナル史料との比較が不可
 欠である。

碑文自体その中央部においてやや読みにくい個所があるも
 のの、九行目において確かに ΣΑΠΟΙΚΙΑΙΣΚΑΙΚΛΕΡΟΧΙΑ
 と読める。次にオリジナルの史料の一二行目を見ると、ΔΕ
 ΥΤΕΡΑΣ ΕΤΟΥΣ の間に一文字分の空間は存在しない。
 また Kirchhoff のコピーに脱字と言ったものもない。一文
 字分の空間は、単に史料印刷上生じた問題に過ぎない。最後
 に、氣息記号としての Η について、Kirchhoff のコピーは
 オリジナルに忠実である。以上、Kirchhoff のコピーには、
 転写上の問題はいささ存在しないという事実が改めて確認
 された。

碑文の内容自体は、特に年代決定の手がかりを与えてくれ
 ない。年代決定は、碑文の文字や文体の特徴から判断されな
 ければならない。ガンマ、ラムダ、シグマの形態、オミクロ
 ンの機能、及び氣息記号としてのエータ、これらの特徴から
 見て、この碑文が古アッティカアルファベットで記され、前

五世紀の間に、遅くとも前四〇四年までに刻まれたというこ
 とは間違いないだろう。

さて、碑文の内容について解釈を試みる。この碑文は、残
 念ながら判読可能なわずか二〇九文字から構成される断片史
 料であり、完結した文章は一つも存在しない。一行の文字数
 も不明である。しかし、IG.II.140. のタイトル DE VEC-
 TIGALIBUS が示すように、この碑文の主題が様々な間接
 税に係わっているであろうということは推測される。そこで、
 テキストを各々の間接税に関するパラグラフに分割して、各
 パラグラフごとに読解を試みる。読解にあたっては碑文の拓
 本を中心に据え、IG.II.237. の復元を参照する。

一行目から五行目までが、第一のパラグラフを形成する。
 二、三の同じ単語が繰り返し現れることから、このパラグラ
 フでは、同じ構造の文節がいくつか列記されているように見
 える。そこで、四行目と五行目との間に位置する文節「ΥΠ
 ΕΡ ΕΚΑΣΤΟ ΑΜΦ'ΟΡΕΟΣ ΟΒΟΛΟΝ ΚΑΙ ΜΕΥ[Ι]
 [ΟΝ]」煮沸葡萄汁の壺一つ一つに付き一オボロス以上
 を」をモデルとして、それを他の文節に当てはめてみる。こ
 の構造は、三回繰り返し返されている。

一行目は全く判読不明である。まず二行目について
 [ΗΜΙΟΒΕΙ][ΙΟΝ, ΥΠΕΡ ΗΕΚΑΣΤΟ]。モデルに従っ
 て、[ΗΜΙΟΒΕΙ][ΙΟΝ の後にコンマを置きたい。これは
 恐らく前の文節に属するだろう。すると、この部分は二つの
 文節から構成され、前半は「(ある種の産物の壺一つ一つに

付き)半オボロス(以上)を「後半は「別なある種の産物の壺一つ一つに付き」オボロス(以上)を」と読めそうである。三行目 [KAIPTO AE HOPOLOS A[N]。 *kapros* とは果実あるいは産物のことであるがこの部分の意味は不明である。四行目 [YH]EP EKASTO KAI TO AVEY[KO]。「葡萄酒の(壺)一つ一つに付き」オボロス以上を」

第一パラグラフを読解するためのキーワードは *metrou*, *kapros*, *yalukos* としたワイン製造に関連した単語と *obolos*, *hymobolios* といった貨幣単位を表す単語である。タソス島から発見された前四二五年から前四〇〇年頃のものと思われる碑文が、このパラグラフの意味を理解する上のヒントになる。そこにもやはり *kapros*, *yalukos* などに *obos* といったキーワードが刻まれているからである。保存状態の良いこの碑文は、ワイン製造業に対する厳しい規制とそれと課された間接税に言及している。それから類推すると、当該のパラグラフも同様ワイン製造業に対する間接税の税率に係わっていると考えられる。

六行目からパラグラフが改まるように見える。「[MID]-ΘΟΣΕΘΣ ΔΕΣ ΚΑΙ ΟΙΚΙΟΝ ΚΑ[Ι]」[土地及び家屋の賃貸]。「[ΑΡΑ]ΥΡΠΙΟ, ΗΟΣ ΑΝ ΜΙΘΟΙ, ΑΠΟΤΕ[ΙΛΑΤΟ]」*arupios* は恐らく先行す文章に属するだろう。 *hos an* から新たな文章が始まるように見える。「賃貸する者は支払うべし」。*anoreiatou* の目的語は見当らないが、この動詞には「当然支払うべきものを支払う」という意

味がある。従ってここでは、国庫に支払うべき間接税を指していると考えられなうか。]EII KAI A[Π]O[]AMB[AN]EI TO[。 Kirchhoff は [*evexyph*]「*抵当を取*る」と補っている。 *anokambaw* には「当然受け取るものを受け取る」という意味がある。従って「(賃貸者は)抵当を受け取り、間接税を支払った残りの賃貸料を受け取るべし」と読めそうである。この文節の次に来るのが問題の「[TAI]E AITOKIAIE KAI KEPOXIA[IE] である。これによって、先述の土地及び家屋の賃貸は、植民市におけるそれであると考えられる。 *aitokia* とは何か、 *kampouxia* とは何か、また両者はいかなる関係にあるのか、これらの問題については第二章以下で論じることとして、読解を先へ進めて置く。

第三番目のパラグラフは、十行目から始まる。「[KAI TOΣ AITE]BYΘEPOΣ KATA TAYTA ΠO[E]N」[解放奴隷はそれら(取り決め)に従ってをすべし]。]ONTAΣ KAI HOMONOONTA[E]。 Kirchhoff は [*h esuxa*] - *lovras* 「棄権する者」と補っている。それに従えば「棄権するものと同意するもの」となるがこのことは意味不明である。キーワードは「*tois areteudepous* である」。解放奴隷を税収入という文脈の中で読むならば、 *metrokion* 及び *tridobolon* が考えられる。これは、解放奴隷が毎年国庫に居住権及び庇護の保証金として支払わなければならない人頭税である。

最後のパラグラフは評議会に言及している。「[EHTI] TEΣ

ΔΕΥΤΕΡΑΣ ΠΡΥΤΑΝ[ΕΙΑΣ]「第二番目の当番評議会の時」。「ΠΙΝ ΤΕΣ ΒΟΥΕΣ ΤΕΙ ΚΥΡΙΑΙ ΕΚΚΕΙΣΙΑΙ」評議会の前に、主要民会に「評議会には、財政、貸貨、通行税、関税等を監督する義務がある。評議会はまた本来、あらゆる動議について民会に対する先議権 *προβουλευματα* を持っている。しかしここでは、優先順位が逆である。優先順位の逆転に関しては、特別な場合に起こり得ることが知られている。」[ΘΑΙ ΤΑ ΔΕ ΤΕΛΕ「罰則」あるいは「諸間接税」]。この単語は、上述の三種の間接税を総括して呼んでいるように考えられる。¹¹⁾

以上をまとめれば、この碑文の主題は、間接税に関する何らかの取り決めである。では、いかなる歴史的背景のもとでこの碑文は刻まれたのか。すでに述べたように、製作年代は前四一〇—四〇四年と考えられる。この時期前四一三年のシケリア遠征の大敗北を契機として、アテーナイを取り巻く状況は大きく転換していた。

ベルシアとの関係についてみると、前四一四年カリア地方のギリシアポリスがベルシアの支配に対して反乱を起こした際にアテーナイが反乱を支援するという事件を契機に、カリアスの平和以来の協調関係は崩れかけていた。一方、逆にベルシアとスパルタとの関係は緊密なものとなりつつあった。¹²⁾ 前四一二年の二回の会談で、スパルタは、ベルシアによる小アジアのギリシアポリス支配を承認し、その代償としてベルシアはスパルタに艦隊の建造、艤装、維持に十分なだけの資

金の提供を約束した。¹³⁾

この時期同盟自体動揺していた。前四一一年からキオス、エリュトライ、クラゾメナイ、レスボス、ミレトス、ロードス、アビュドス、及び、エウボイア、少し遅れて、ビュザンティオン、タソス、キュジコス、その他エーゲ海北岸の多くの同盟ポリスがアテーナイから離反した。¹⁴⁾

同盟諸ポリスの離反が始まる以前からすでに、貢納金の収入は不規則なものとなっていた。その上、艦隊の喪失、戦費の増加が加わり、アテーナイの財政的打撃は、千タラントンの緊急予備資金に手を付けなければならないほど深刻であった。¹⁵⁾

シケリア遠征失敗直後のアテーナイ国内の反応は様々であった。戦争継続か、即時休戦か議論が巻き起こった。結局前四一三年春、最後まで徹底交戦すべきこと、木材及び資金を調達すべきこと、艦隊を艤装すべきこと、同盟諸国特にエウボイアを確保するための手段を講ずべきこと、国内に於てより儉約を実行すべきこと、及び、長老会を選出すべきことが決議された。¹⁶⁾ ついに、前四一一年五月には四百人寡頭政が樹立され、五千人穏健寡頭政を経て翌年完全民主政が復活するという目まぐるしい政治的混乱を来すに至った。¹⁷⁾

以上のような状況の中で、この碑文ともっとも深い係わりがあるのはやはり財政問題であろう。前四一二には *ἀκροατή* が導入された。これは同盟諸国の領土へ出入りするあらゆる商品に対して課せられる5%の間接税である。¹⁸⁾ その目的は、

- (5) Thuk. VIII. 15. 1.
 (6) Thuk. VIII. 1. 3.
 (7) Aristot. Ath. Pol. 32. 1; Thuk. VIII. 97. 1.
 (8) RE. s. v. *εικαστή*; H. Bengtson, Griechische Geschichte, München, 1950, S. 228.

第二章

さて、碑文の九行目に位置する文節「[ταί]ς ἀποικίαις καὶ κληροχίαις」とは一体何を意味するのであろうか。ἀποικία κληροχία は植民に関する語であるが、植民者あるいは植民市に相当する古代ギリシア語にはその他に ἀποικοί, κληροχόοι, ἐποικοί, οἰκήτορες などがある。まず一つ一つの語句の解釈から進めていくこととする⁽¹⁾。

その際注目に値するのは、これらの語句の使用が非常に錯綜しているという事実である。例えばアムフィポリス植民者はトゥーキューデイデースによって ἀποικία とも ἐποικοί οἰκήτορες とも表記されている⁽²⁾。こう言った事情は、アイギーナ植民者の場合も同様である⁽³⁾。デーモステネースはまた一つのパラグラフの中で ἐποικοί と κληροχόοι を明らかに同義に用いている⁽⁴⁾。反対に、表記が錯綜していない場合もないわけではない。前四二九年にポティダイアへ送り出された植民者がその例である⁽⁵⁾。しかし全体的にみれば、こう言った史料は稀である⁽⁶⁾。この現象が語句解釈のキーになるのである

り。

まず ἀποικοί, ἀποικία について。古代の辞書編纂者ハシキオスとハルボクラティオンは共に ἀποικία と同義項目を設けている。それによると ἀποικία とは ἀποικέω の名詞化とされている⁽⁷⁾。

これら二つの語は、史料中比較的良く見かけられる。ἀποικοί 二三例、ἀποικία 二九例を確認することができた。その中で ἀποικοί/ἀποικία + πείρω という用例パターンが多く発見された⁽⁸⁾。このことは、ἀποικοί とは植民者の複数を、ἀποικία とは本来植民者の集団を意味することを示している⁽⁹⁾。

シケリア遠征軍の構成に関するトゥーキューデイデースの叙述によれば、遠征に参加したレームノス、イムプロス、ヘステイアイア、アイギーナの植民者がまとめて ἀποικοί と呼ばれている。これら植民者の共通点は、アテーナイと同じ方言と同じ習慣、ἀποίς τῆ αὐτῆ φωνῆ καὶ νομίμοις を持っているということである。母市と植民市との未だ失われていない絆が重要なのである⁽¹⁰⁾。

続いてトゥーキューデイデースは、遠征に参加した他の同盟軍の名、エレクトリア人、カルキス人、ステュレウス人、エウボイアのカリュストス人、ケイオス人、アンドロス人、テノス人、ミレートス人、キーオス人を列挙している⁽¹¹⁾。エウボイアのカリュストス人を除いて、かれらはまとめて ἀθηναίων と呼ばれている⁽¹²⁾。これが前一二世紀のいわゆる

イオニア植民への言及であることは疑いない。イオニア植民についてヘーロドトスも同様に *αὐτοὶ Ἀθηναῖον* という表現を用いている。⁽¹²⁾ *αὐτὸν Ἀθηναῖον* とは「アテーナイから分かれた者たち」という意味である。

トゥーキューデίδエースの『歴史』にはイオニア植民への言及がもう一個所ある。そこではイオニア植民によって建設された植民者団体が *αἰοικία* と記述されている。⁽¹³⁾ このことは *αἰοικία* と *αὐτὸν Ἀθηναῖον* とは「元来同義であることを示している。それに従えば例えば *αἰοικιοὶ Ἀθηναίων* と *αὐτὸν Ἀθηναίων* とは同義ということになるだろう。事実 *αἰοικιοὶ αὐτὸν αἰοικία* 十民族名の複数属格と、いう用例パターンはあちこちに見いだせる。⁽¹⁴⁾

αἰοικιοὶ とは、植民者を表す語の一種であるが、特に何々のポリスから別れたというふうには、植民者の出身地に重きを置いた語であると言えるだろう。

次に *ἔποικιοὶ* について。従来 *ἔποικιοὶ* とは追加植民者であるが、⁽¹⁵⁾ *immigrant, ἐποικία* とは追加植民と解釈されてきたが、⁽¹⁶⁾ それには二つの疑問がある。

第一は、*ἐποικία* という語自体極めて稀にしか史料の中に見いだせないという事実である。確認されるのはただ一例だけで、⁽¹⁷⁾ しかもアテーナイの植民についてはこの語は一度も使用されていない。また、ハルポクラティオンの *Πεποικίων* の項目には、*ἐποικία* という表現が存在しなかったことが示唆されている。⁽¹⁸⁾ 第二は、*ἔποικιοὶ* を追加植民者と解する場合、

トゥーキューデίδエースが、アイギーナ、アムフィポリス、ポティダイアへの最初の植民者に対して *ἔποικιοὶ* と表記している事実が理解できなくなる。⁽¹⁹⁾ *ἐποικία* という特殊な植民形態が存在したことは考えられない。

ἔποικιοὶ と表記されている史料は、全部で一三例確認することができた。⁽²⁰⁾ 問題は、*ἔποικιοὶ* と *οἰκιστοὶ* の併用である。一例を挙げると、「ヘロポネーロスに近いアイギーナを自分たちの中から送り出された *ἔποικιοὶ* で押さえるのが、より安全であろうと思われた。そして後にすぐ彼等は、実際にアイギーナへ *οἰκιστοὶ* を送り出した」⁽²¹⁾ この場合 *ἔποικιοὶ* も *οἰκιστοὶ* も同じ実体を指していることは明白である。⁽²²⁾ *ἔποικιοὶ, οἰκιστοὶ* も *αἰοικία, αἰοικιοὶ* と同様に送り出されるものである。⁽²³⁾ しかし *οἰκιστοὶ* は *οἰκία* つまり住むという動詞と関係がある。従って、*οἰκιστοὶ* とは、植民者を意味するが、特にそこに留まって住むという静的なニュアンスをもった語と解すことができるだろう。それに対して、*ἔποικιοὶ* の *ἐπι* には動的な方向性を表す意味あいがある。つまり、*ἔποικιοὶ* とは、植民者を意味する語であるが、母市からある植民市へ向けて送り出される、その外向きの方向性に重きをもった語ではないだろうか。⁽²⁴⁾

最後に、*κλήρουξια, κλήρουχοι* について。*κλήρουχοι* については一七例、*κλήρουξια* については六例確認された。⁽²⁵⁾ *κλήρουχοι* も送り出されるもので、役等も植民者である。⁽²⁶⁾ シュキオスによれば *κλήρουξια* は所有、*κλήρουχοι*

は所有者且つ農民、と定義されている。²⁵ ハルボクラテイオンの κληροῦχοι の項目には、デーモステネースとイソクラテースの文が引用されている。²⁷ 「奪ったポリスへアテーナイ人によって送り出され、 κληρος をめいめい分配されたものたちが κληροῦχοι と呼ばれた」。「我々は κληρουχία を疎開したポリスへその土地を守るためにに送り出したのであり、野心のためにではない」。²⁸ スーダもハルボクラテイオンと全く同じことを言っている。²⁹ デーモステネースは別の個所でも κληροῦχοι に言及している。「かつてアテーナイにはこんな習慣があった。アテーナイには多くの貧乏で土地や家を持たないものたちがいたが、人々は彼等を ἐποικοι (= κληροῦχοι) として自分たちの外のポリスへ送り出したものだった。その際、送り出されるものたちは国庫から武器と生活費を受け取った」。³¹ プルータルコスは、ヘリクレースが κληροῦχοι を送り出した目的について次のように述べている。「ヘリクレースがそのようなことを行ったのは、怠け者と暇のせいで政治に口出しをする厄介者をポリスから取り除くためと、民衆の困難を立て直すためと、同盟諸市に反乱を起させないよう恐怖と監視の目を向けるためであった」。³²

以上を総合すれば、 κληροῦχοι とは、アテーナイの貧民のうち疎開したポリスの土地を国家によって κληρος として分配され、それを所有する農民のことであり、 κληρουχία とはそう言った人々の集団のことである。そして κληρουχία あるいは κληροῦχοι を送り出す目的は、政治的

不良分子の追放、貧民救済、同盟諸市の反乱防止にあった。従って彼等は、農民であると同時に駐留軍でもあった。

ヘロドトスは、前五〇六年のカルキスへの四千人の植民者がある個所では κληρουχοὺς、別のある個所では κληρουχέντας と呼んで ἐστὶν ἡμεῖς κληροῦχοι とは κληρουχία つまり「クジによって分け前を得る」という動詞の分詞と同義であることを示唆する。分け前とはもちろん土地 κληρος を意味する。従って κληροῦχοι はニュアンスとしては「クジによって土地の分け前を得たものたち」と解釈できる。³⁴ その証拠に、 κληροῦχοι の語が刻まれている碑文の内容は大抵の場合土地賃貸に関するものである。³⁵

κληροῦχοι を κληρος 所有者と理解するかぎりにおいては、この語が必ずしも植民者を意味するとは限らなくなるだろう。例えば、アッティカ内に κληρος を持つものたちも理論的には κληροῦχοι と呼ばれうるからである。

以上の考察をまとめると次のことが言えそうである。ἐποικοὶ κληροῦχοι οἰκιστῶν ἐποικοὶ これらはいずれも植民者を意味する語であるが、その違いは、その語によってい表される植民者の実体にあるのではなく、それぞれの語のもっているニュアンスにあると考えられる。そう考えることによって、同一の植民者が様々に表記されるという現象を理解することができるであろう。そうすると、すでにみた κληροῦχοι の定義はいわゆる軍事植民者のそれとは限定されず、アテーナイの植民者一般の性格と見なされるべきでは

つた植民形態を示す語であるならば、その実質的差異は何か、またそれぞれの語は実際にどの植民市を差しているのか、これらの点が問われなければならない。その際最も客観的な方法は、あえて仮説を立てることなく、植民市を史料自体に分類させるといふ方法であろう。つまり、史料に散見される複数の植民市を既にグループとして記述している記事を収集し分析する方法である。

この種の記事は、合計二二例確認できた。それを分析すると、二つのカテゴリーに分類できる。カテゴリーAは、レームノス、イムブロス、スキュロスを中心とするグループである。それには、四つのバリエーションがある。

(一)レームノス、イムブロス…ヘロドトスによつて書かれた前五二二年頃のオタネスによるヘレスポントス征服の記事の中に既にそれを見いだすことができる。またトゥーキユーディデースのペロポネソス戦争の叙述の中にもしばしば見いだされる。この組み合わせは非常に顕著であり、両島が常に同じ運命を辿っていたのではないかと思わせるほどである。(二)レームノス、イムブロス、ヘステイア、アイギーナ…この組み合わせはトゥーキユーディデースによる前四一三年のシケリア遠征軍のリストの中に一度見られるのである。(三)レームノス、イムブロス、スキュロス…この組み合わせは、前三八六年の王の平和の条文に代表例としてみられる。このことは、これら三島が共に等しい法的位置にあり、しかもそれが国際的に認められていたことを示してい

る。この組み合わせは、既に王の平和締結前の前三九二年のスパルタ会談に於ても、また前四〇六年のクレオフォンのために決裂したアテーナイ、スパルタ間の停戦協定にも見いだせる。(四)レームノス、イムブロス、スキュロス、サモス…これは、アリストテレスの「アテーナイ人の国制」にのみ見いだせる。サモスへアテーナイの植民者が送り込まれたのは前三六六年になつて始めてのことであるから、この組み合わせが現れるのは当然それ以後である。

もう一つの範疇を構成するカテゴリーBは、ケルソネーソス、ナクソス、エウボイアを中心とする組み合わせである。これには五つのバリエーションがある。

(一)ケルソネーソス、ナクソス、エウボイア…このバリエーションは、前五世紀を懐述した内容の前四世紀に書かれた史料に多く見られるのが特徴である。(二)ケルソネーソス、ナクソス、アンドロス、ブレア、トゥーリオイ…これは、プルタルコスの子クレウス伝にのみ見られる組み合わせである。この記述は、異なつた植民形態をもつた植民市の無秩序な混交と考えられがちであるが、ブレアとトゥーリオイは別としても、ケルソネーソス、ナクソス、アンドロスを一つの範疇にまとめ、同時期に新たに植民者が送られたはずの、レームノス、イムブロスを除外している点は、単なる偶然とも言いがたい。(三)ナクソス、エウボイア…(四)カルキス、エレクトリア、ヘステイア…どちらもかなり後の史料であり、植民市建設のいきさつを簡単に伝えるだけのもの

ある。(五) カルクス、エレクトリア、カリュストス、アンドロス…この文節はカテゴリーAの(二)と同じ、「Thuk. VII. 57.」に書かれている。そこにはレームノス、イムブロス、ヘステイアイア、アイギーナを *στοικον* と呼び、カルクス、エレクトリア、カリュストス、アンドロスへ当時送られていたはずのアテーナイの植民者については、一言も触れていない¹²。このことから、これら二つのグループの間には、何らかの質的差異が存在するのではないかと推測される。この差異は、アイスキネスの記述によっても示唆される¹³。

植民市の質的差異として従来から注目されてきたのは、植民者の市民権である。レームノス、イムブロス、スキュロス、サモス、サラミス、ケルソネーソス、ナクソス、アンドロス、カルクス、ヘステイアイア、カリュストス、アイギーナ、これらの植民者がアテーナイの市民権を保持していたであろう¹⁴。ということは、既に様々な論文によって言われてきた¹⁵。この点に異議を申し立てるつもりはない。すると、母市アテーナイの市民権保有という要素は、カテゴリーAとカテゴリーBの壁を超越することになる。市民権は、二つのカテゴリーの差異を決定する要素ではなさそうである。

植民市とは、人と土地とから構成される。人という側面に關しては、植民者の市民権の問題として既に述べた。市民権は、二つのカテゴリーの本質的な差異であるとは言えない。だとすれば、差異の決定的な要素は、植民市の土地の性格にあるのではないだろうか。アンドキデスとアイスキネスは

レームノス、イムブロス、スキュロス、ケルソネーソスについて以下のように述べている。「ではレームノス、スキュロス、イムブロスの島々を取り戻すために何か？それらがアテーナイのものであることをはっきりと主張しているのではないか。それではケルソネーソスや *στοικια* や *εγκληματα* や負債を奪い返すために何か？」¹⁶。「フィリッポスがアケドニアからやってきて、我々とアムフィポリスを巡って戦うことはもはやない。しかし、我々の *κρηματα* であるレームノス、イムブロス、スキュロスを巡る戦いは、すでに始まっている。

一方、明らかにアテーナイ人のものであるケルソネーソスから我々の市民は逃げ出した」¹⁶。注目すべきは、第一に、ケルソネーソスがアンドキデスによって、*στοικια* と表記されている点である。この点は、アンドキデスの他の史料によっても裏づけされる。「我々は、ケルソネーソス、ナクソス、それに三分の二以上のエウボイアをもっていた。その他の *αποικια* についてそれぞれ説明すると、話が長くなるだろう」¹⁷。ここから明らかなのは、ケルソネーソス、ナクソス、エウボイアが、*στοικια* と呼ばれている事実であり、しかもアテーナイは、それらのほかにかなり多くの *αποικια* を持っていたらしいということである。アイスキネスもまた同様のことを言っている¹⁸。

つまり、ケルソネーソス、ナクソス、エウボイア（カルクス、ヘステイアイア、カリュストス、エレクトリア）、アンドロスなど、これらの植民市の土地は *εγκληματα* と呼ばれ、

植民者集団は *anoxia* と呼ばれ得ることがうかがえるのである。カテゴリーBの決定要因は *epkthata* にあるのではないだろうか。

第二に注目すべきは、レームノス、イムプロス、スキュロスが *ktthata* として、ケルソネーソスと区別されている点である。デーモステネースも同様に、レームノス及びポティダイアを *ktthata* と呼んでいる。¹⁹⁾ このことからカテゴリーAの決定要因は *ktthata* にあるのではないかと考えられる。

では、カテゴリーAと *kthrouxia* との接点を見いだすことは可能であろうか。そもそも *kthrouxia* という語がある固有の植民市を指して用いられる例は、どういうわけかほとんど見当たらない。レームノス、イムプロス、スキュロスが *kthrouxia* と表記される史料も知らない。 *kthrouxia* という語が固有の植民市を指している例は、サモスとアイギーナだけである。²⁰⁾ 両島はカテゴリーAに属する。確かに拡大解釈の嫌いはあるが、それでもカテゴリーAと *kthrouxia* との接点がまるでないというわけではない。

カテゴリーAの決定要因 *ktthata* カテゴリーBの決定要因 *epkthata* 両者は単なる表現上の違いに過ぎないのだろうか。それについて、前三七七年のいわゆる「第二次アテーナイ海上同盟結成の決議碑文」が示唆を与えてくれる。²¹⁾ 「アテーナイ人及びその同盟に対して同盟を結ぶポリスからアテーナイ人の民衆は私的所有であれアテーナイ人の国家所有

であれ、同盟を結んだポリスの土地に今ある *epkthata* を放棄すべきこと、そしてそのことについての誓いを彼等にすべきこと。」「ナウシニコスがアルコーンの時から、私的にであれ、公的にであれ、売買によってであれ、抵当によってであれ、またいかなる方法によってであれ、同盟諸ポリスの土地において、家屋であれ、土地であれ、*epkthata* を保有することは、いかなるアテーナイ人にも許されない。」ここには、外国のポリス領土における不動産取得の方法に、公的なもの、私的なものの区別のあることが明記されていて、この部分も確かに示唆的ではあるが、注目すべきはむしろ *epkthata* であろう。何故ならこの時期アテーナイは前三八六年の王の平和の条文に従ってレームノス、イムプロス、スキュロスを領有していたが、前三七七年の決議に見える *epkthata* の放棄は、これら三島の放棄を唄ったものではないからである。つまりレームノス、イムプロス、スキュロスは *epkthata* には当らず、デーモステネースやアイスキネスが表記したように *ktthata* に該当すると考えられるのである。

しかし、こう言った表記法に一致しない史料も確かに存在する。例えば、デーモステネースはケルソネーソスを *ktthata* と呼んでいるし、²²⁾ 前三七七年の第二次アテーナイ海上同盟結成に言及して、イソクラテースは放棄すべき土地財産を *ktthata* と呼び、²³⁾ ディオドロスは *kthrouxia* と呼んでいる。

それでも、カテゴリーAとカテゴリーBとの間には実質的な差異が存在したように見える。このことは、アイスキネスの前三四年の弁論の中に示唆されている。彼は前四〇六年頃アテーナイ、スバルタ間の和平提案をクレオフォーンが拒否した、その愚かさを語っているが、そこにはスバルタが和平締結の条件として、アテーナイがアッティカに加えてレームノス、イムプロス、スキュロスの三島を保有できるとしていたことがうかがえる。⁽²⁵⁾

これらの島々の特別扱いは、例えば、初穂の会計文書に見られる。サラミス、スキュロス、及びレームノスのミュリナ、ヘファイステイアは初穂を奉納するアテーナイの十部族の名と併記されている。⁽²⁶⁾ また、植民市への役人の派遣についても同様のことが言える。サモス、スキュロス、レームノス、イムプロス、サラミスへは *ἀρχαῖ* が派遣されていた。⁽²⁷⁾ レームノスへはさらに *πρωτοῦν* が、⁽²⁸⁾ イムプロスへは *σπορτηρὸς* が派遣されていた。⁽²⁹⁾

以上のことから、レームノス、イムプロス、スキュロス、サラミス、サモスにおける土地は、アッティカ同様とは言えないまでも、それに準ずる重要性をもち、自国の領土と同じように扱われていたのではないだろうか。それに対して、ケルソネーソス、エウポイア、ナクソスなどについては以上のような親密な関係を示す史料は見当たらない。

最後に、何故、*ἐγκτήματα* と *ἀποικία* とが符合するのか、何故、*κτῆματα* と *κλήρουχία* とが符合するのか、その理由

をそれぞれの語の持つニュアンスの解釈によって跡づけたい。第二章で見たように、*ἀποικία* とは植民市を意味する語であるが、特にどこのポリスから出たのかという点に重心の置かれた語であった。一方、*κλήρουχία* とは実際的には植民市を意味するのに用いられる語なのであるが、ニュアンスとしては必ずしも植民市を指す語ではなく、アッティカ内にある土地所有者団体を指してもおかしくない語であった。

ἐγκτήματα とは、外国の共同体における財産を意味する。*ἀποικία* の住民は、市民権の面から見てアテーナイ市民であり、その土地はアテーナイのものであった。しかし、ケルソネーソス、ナクソス、エウポイアなどは、アテーナイ人の独占ではない。植民者は、先住民から土地を奪い、追放を免れた先住民と共に住むものたちであった。この状況はまさに *ἐγκτήματα* に合致する。

一方、*κτῆματα* とは、単に財産を意味する。普通は、アッティカ内の財産に対して用いられる語である。レームノス、イムプロス、スキュロスなどの住民はアテーナイ市民であり、土地はアテーナイのものであった。この点は *ἀποικία* と変わりない。しかし、これらはもともと植民市ではあったが、前四世期末にはアテーナイから役人が派遣され、法的にもアッティカと同等の扱いを受けていた。これらの植民市がアッティカ同様の地位にあったと考えれば、その土地が *ἐγκτήματα* 集団が *ἀποικία* と呼ばれず、それぞれ *κτῆματα*、*κλήρουχία* と呼ばれる理由が明かになるのではないだろうか。

盟主から支配者へと変貌するに伴い、貢納金徴収のために同盟諸ポリスを四つの地域、島々、イオニア、ヘレスポントス、トラキアに分け、「アテーナイ人が支配する諸ポリス及び領域」*ἐν τῶν πόλεων καὶ τῆς χώρας ὅν Ἀθηναῖοι κρατοῦσι* という語法が定着するようになった。前四一三年シケリア遠征失敗の後、精神的物質的打撃を受けながらも結局戦争遂行のために実施された方策の一つが、植民諸市の編成であったのではないだろうか。碑文史料 IG.I³27 は、以上のようなアテーナイの領域支配の認識の変遷を跡づける史料と言えそうである。

- 註(1) IG.I²947; IG.I²948.
 (2) IG.II.1.198; IG.II.1.195.
 (3) Thuk.VII.57.2; Thuk.III.5.1; Thuk.IV.28.4.
 (4) Thuk.V.74.2; Thuk.VII.57.2; vgl. Thuk.VIII.69.3.
 (5) ATL.II.D21; vgl. Thuk.II.70.4; Thuk.IV.120.3; ML66; Diod.XII.46.7.
 (6) IG.XII.8.5.
 (7) ナードンク : IG.XII.8.3; IG.XII.8.7; IG.XII.8.9; IG.XII.8.10; IG.XII.8.15; IG.XII.8.26; IG.XII.8.86; IG.II.1²67; vgl. IG.XII.8.2. ナードンク : IG.XII.8.46. スキドロク : IG.XII.8.668. キヤク : IG.II².699. ホネンタート : Demosth. VII.10.
 (8) ナードンク : Xen. Hell. V.1.

31; Xen. Hell. IV.8.15; Demosth. IV.27; Demosth. IV.34; Aisch. II.72; Aisch. II.76; Diod. XVI.21.2. ケルンネーンス : Demosth. XXIII.103; Andok. III.15; Aisch. II.73; Aisch. II.93; Diod. XII.88.3. ホネンタート : Demosth. II.7; Demosth. VII.10.

(9) 植民市建設の時代的分布に関しては、拙稿「10—15頁、別表参照」。

(10) Xen. Hell. V.1.31.

(11) Aisch. II.76.

(12) Thuk. VIII.1.3.

(13) Terminus Technicus は *ἐπιτοκὸν ὄφιστος ὁ Ἀθηναίων ὁ ἐν Μυθίαισι ἀκῶν* とした定型の表記法である。

(14) 弓削達・伊藤貞夫編『「ギリシアとローマ」』一九八八年、伊藤貞夫「ポリスの成立と構造」三四—三八頁。

(15) 森谷公俊「古典期アテネの帝国支配」『歴史学研究』別冊特集「一九八三—一九八五年」及び弓削達・伊藤貞夫編『ギリシアとローマ』一九八八年、森谷公俊「ポリス世界の国際関係」九六頁、参照。

(広島大学大学院文学研究科)

[ΤΑΙ]Σ ΑΠΟΙΚΙΑΙΣ ΚΑΙ ΚΛΗΡΟΥΧΙΑ[ΙΣ]

von Hiroshi Maeno

Der Titel ist ein Abschnitt von einer Inschrift (IG. I³237), die eine der sieben fragmentalischen Inschriften über den Nikomachoskodex sein soll. Die Wichtigkeit der Inschrift liegt darin, daß in der Inschrift die Wörter *ἀποικία* und *κληρουχία* nebeneinander gelesen werden können und daß sie einzige ist, auf der das Wort *κληρουχία* inskribiert ist. Diese Inschrift ist deshalb das wichtigste Material, auf dem der Begriff der Kleruchie, daß *ἀποικία* diejenige Kolonie sei, die aus die nach der Absiedelung das athenischen Bürgerrecht verlierenden Kolonisten bestehen würde und *κληρουχία* diejenige Kolonie sei, die aus die es erhaltenden bestehen würde, basiert.

Früher habe ich schon eine Hypothese, daß der Begriff der Kleruchie von den Zeitgenösen nicht erkannt worden war, sondern erst im neunzehnten Jahrhundert erfinden wurde, aufgestellt. Das Papier ist also eine Ergänzung meiner Hypothese.

In diesem Papier wird die Möglichkeit einer neuen Hypothese geprüft werden, daß der Unterschied zwischen beiden Kolontypen nicht in Bürgerrecht, sondern in Charakter des Bodens liegt: nämlich eine Kategorie bilden Lemnos, Imbros, Skyros und Salamis, deren Boden sehr ähnlich wie den Boden in Attika behandelt wurde, deahalb manchmal als einfach *κτῆματα* bezeichnet wurde. Diese Kategorie ist *κληρουχία*. Andere Kategorie bilden Chersones, Naxos, Euboia usw, deren Boden als *ἐγκτῆματα* also „Grundbesitz in fremdem Land“ bezeichnet wurde. Die ist *ἀποικία*.

Um diese Hypothese zu beweisen, werden die folgenden drei Punkten behandelt werden.

- 1) Die Interpretation des Textes. Es scheint, daß sich der Text um drei verschiedenen indirekten Steuern handelt und 410-404 v. Chr, inskribiert wurde.
- 2) Die originale Bedeutungen der unterschiedlichen Bezeichnungen für Kolonisten. Der Unterschied der Bedeutungen liegt nicht in den Charakter der Kolonisten, sondern in der nuance des einzelnes Wortes. Also *ἀποικοι* bedeutet „ab“, *ἐποικοι* bedeutet „hin“ *κληροῦχοι* bedeutet „Landbesitzer“.
- 3) Die neue zwei Kategorien der Kolonien. 22 Beispiele, in den mehr als zwei Kolonien schon als eine Gruppe geschrieben wurden, können gefunden werden. Diese Gruppe können dann zwei Kategorien eingeteilt werden: A) Lemnos, Imbros, Skyros, Salamis und Samos. B) Chersones, Naxos, Euboia usw. Es Scheint, daß die Zeitgenösen nach dem Kriterium die athenischen Kolonien in zwei Kategorien klassifiziert haben.